

- I . 委託業務の概要
- II . 契約に関する事務手続
- III . 契約変更に関する事務手續
- IV . 経理処理について
- V . 機械装置等費について
- VI . 労務費について

VII. その他経費について

- 1. 消耗品費 P. 128
- 2. 旅費 P. 129
- 3. 外注費 P. 131
- 4. 諸経費 P. 133

VIII. 間接経費について

- IX. 再委託費・共同実施費について
- X . 検査
- X I . 委託費の支払
- X II . 研究開発資産・知的財産権について
- X III . 成果報告と研究成果の発信

VII

## 1. 消耗品費

＜基本的な考え方＞

研究の遂行に直接要した、資材、部品、消耗品等の購入費又は製作費
取得価額が10万円未満(消費税込)のもの、又は使用可能期間が1年未満のもの

(1)「取得価額が10万円以上(消費税込)、かつ使用可能期間が1年以上のもの」は、「機械装置等製作・購入費」に計上します。

(2)ソフトウェアは上記にかかわらず、その用途により、以下の通りの計上となります。

用途	計上費目
①機械装置等と一体となって機能するもの	I. 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費
②単独で動作するもので、自社で製作したもの及び 購入したもの	III. その他経費 1. 消耗品費
③単独で動作するもので、外注したもの	III. その他経費 3. 外注費
④ライセンス期間が定められているもの	III. その他経費 4. 諸経費 (4) 借料

(3)帳票類に、購入した品名が○○一式として記載されている場合は、その内訳を帳票類に補記してください。

(4)法人全体で一括購入している一般事務用品等(例えば、コピー機のトナー、プリンタのインクカートリッジ、鉛筆、机等の事務機器)で、研究に直接使用した部分を特定できない場合は計上は認められません。

ただし、NEDO使用分を台帳で管理している場合や、個別発注・管理している場合等、研究に直接使用した部分を特定できる一般事務用品等は計上が認められます。

(5)自社在庫振替等の場合は、振替伝票等が必要となります。振替の手法は委託先の規定等に基づいて処理してください。

(6)ガス類、原材料等で、業者と単価契約を行っている時は、その単価を適用します。この場合、検査時に契約単価を契約書等で確認することがあります。

(7)消耗品等は委託業務に使用するために購入するものであり、委託期間末において、予算消化のために購入することは認められません。

(8)消耗品を自社製作した労務費は部門単価を用いて消耗品費に計上してください。「V. 2. 委託先自身で工事等を行う場合(P. 85)」に準じて計上してください。

## 2. 旅費

### <基本的な考え方>

「研究員」、研究員に随行する「補助員」及び「外部依頼した専門家」が、研究に必要な情報収集や各種調査を行うための旅費、及び研究に要する検討会議や打ち合わせのための旅費(当該旅行区間の旅行運賃、滞在費)
連名契約における「業務実施者」(P. 25)が、検査を行うために必要な旅費
委託先が、再委託先・共同実施先の検査を行うために必要な旅費(経費発生調書にサインした検査員の国内旅費に限る。なお、検査員の労務費は計上できません。)
登録研究員が学会、講習会等に参加するための旅費(ただし、学会等は当該委託事業の研究に関連する情報収集、発表が目的の場合に限ります。講習会は委託業務の事業目的に合致し、その必要性についても業務管理者が認めたものに限ります。)
研究員の補助者として、補助員が随行する場合の旅費 補助員単独で実施計画上に記載された研究実施場所間(国内)を移動する際の旅費

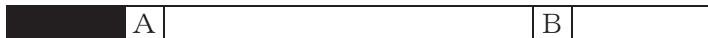
(1) 旅行運賃及び滞在費の計上は、委託先の旅費規程等により算出された経費とします。委託先の旅費規程等に従って作成された「旅費計算書」等により、経費内訳を明確にしてください。(委託先所定の文書では経費内訳が不明確な場合は、検査時に口頭で確認することがあります。)

### (2) 委託費対象区間

旅費は、委託業務の用務に係る出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費等が対象となります。ただし、当該委託業務以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、委託費として計上する部分と計上しない部分に区別してください。委託費として計上できるのは、「委託業務の用務先」に向かう旅程に係る旅費、及び「委託業務の用務先」から「出発地」に戻る旅程に係る旅費となります。

以下に、参考例を示します(黒色部分が計上可能)。

#### ① 委託業務の用務先Aから委託業務以外の用務先Bへ連続している場合



※ Aまでの旅費を計上

※ Aの業務が終了した日の宿泊費は、(B)へ赴くための費用なので、計上不可

#### ② 委託業務以外の用務先Bから、委託業務の用務先Aへ連続している場合



※ BからAまでの旅費と、Aから戻る旅費を計上

※ Bの業務が終了した日の宿泊費は、Aへ赴くための費用なので、計上可

#### ③ 委託業務の用務先Aから委託業務以外B、次に委託業務の用務先Aへと連続した場合



※ AからBまでの旅費以外を計上

※ Aの業務終了後にBへ行くための宿泊費は計上不可、Bの業務終了後にAに行くための宿泊費は計上可

#### ④ 委託業務以外Bから委託業務の用務先Aに行き、また委託業務以外Bへと連続した場合



※ BからAまでの旅費を計上

※ Bの業務終了後にAに行くための宿泊費は計上可

#### ⑤ 日当を委託業務Aか委託業務以外Bのいずれに計上するかは、以下の通り区別してください。

ア. Aの業務のみ行った日の日当は、計上

- イ. Bの業務のみ行った日の日当は、計上不可
- ウ. AとBの両方を行った日の日当は、1／2を計上
- エ. Aの業務を行い、Bへ向けて移動した日の日当は、計上
- オ. Bの業務を行い、Aへ向けて移動した日の日当は、計上不可
- カ. 移動しか行わなかった日の日当は、Aの業務に向かう、又はAの業務から戻る場合は、計上

### (3) 国内・国外共通の留意点

- ①「支払ベース」で計上を行う場合、委託先から研究員本人等への概算支払日及び精算支払日毎に計上してください。なお、同一出張について複数回支払がある場合は精算支払日に一括計上も可能とします。
- 「検収ベース」で計上を行う場合、検収日は、出張者の帰着日または出張者が事業所内で旅費精算を行った日などとし、事業者側ですべての旅費精算を統一した日で計上をしてください。
- ②検査の際は、委託業務との関連性を把握するために委託先の旅費規程等に従って作成された「出張報告書」等を確認します。
- 規程上、出張報告書等の作成が義務付けられていない場合には、出張者が旅費請求する書類等に、「件名、出張者、日程、用務先、内容」の5項目を補記してください。
- なお、会議・委員会等において作成する「議事録」を上記書類に代えても構いませんが、その際は上記5項目が含まれるように作成してください。
- また、外勤(日帰り出張)についても同様の取扱いとなります。
- ③航空運賃については、経済性の観点から割引航空運賃を利用して下さい。
- ・割引航空運賃とは、海外航空券の場合は正規割引航空運賃(PEX運賃)、国内の場合は往復割引より安価な航空運賃(格安航空運賃含む)をいいます。
- ・旅行代理店等との契約(以下「包括契約」という。)によって旅費が支給される仕組みとなっているなど委託先の事情により割引航空運賃が利用できない場合は、委託先の旅費支給のルールによることができることとしますが、個別にチケットの購入が可能であれば割引航空運賃を利用して下さい。
- ・国際航空旅客運賃においてやむを得ず普通運賃(往復割引を含む)を利用した場合は普通運賃利用理由書**書式VII-1**(P. 139)を作成してください。
- ・国内旅費の場合は理由書は必要ありませんが、検査等でその理由を確認させていただく場合があります。(包括契約による利用の場合も同様となります。)
- ・やむを得ない理由によりキャンセルした場合に発生する支出は経費として計上ができます。
- ・キャンセルが発生しないように用務先等との調整を十分お取りください。なお、キャンセルが発生した場合その理由等を明確にしておく必要があります。
- ④グリーン車(A寝台)、航空賃のファースト・ビジネスクラス及びスーパーシートの利用の可否は、委託先の旅費規程等に従います。(検査時に旅費規程等を確認することができます。)
- 「のぞみ等」の利用については、委託先の旅費規程等に明記されていない場合でも、運用内規レベルで認められていれば(委託業務・委託外業務に係らず定常に認められていれば)、計上が認められます。
- ⑤鉄道運賃等でシーズン割増・割引運賃が設定されている場合は、割増・割引後の運賃を計上してください。
- ⑥レンタカーの利用の可否は、委託先の旅費規程等に従います。
- ⑦タクシー代については、委託先の旅費規程等で認めている場合に限り、計上を認めます。(検査時に、利用理由を口頭で確認することができます。)
- ⑧社用車・自家用車の利用については、委託先の旅費規程等で認められており、かつNEDO事業にのみ利用されていることが明らかな場合に限り、その諸経費も含めて計上を認めます。ただし、社用車・自家用車の減価償却費の計上は認めません。

#### (4) 国内の場合の留意点

- ①日当、宿泊費は、支給された時には消費税がかかりませんが、これを使用した時に消費税がかかるので、消費税相当分を控除した額を計上してください。ただし、早出・遅着日当などで、税務当局より給与としての取扱いを受け源泉税の支払対象となっているものについては、消費税の控除は必要ありません。
- ②国内交通費は、消費税が含まれていますので、消費税を控除した額を計上してください。

#### (5) 海外の場合の留意点

- ①傷害保険料、パスポート交付手数料、査証手数料も対象経費として認められます。これらの費用には、消費税は課税されませんので、控除する必要はありません。
- ②海外経費の円換算は、委託先の社内規程等によるレートを使用してください。その際、レート換算の証拠書類を添付してください。
- ③国内で発生する以下の経費については、通常支払われる金額が消費税込の金額であるため、消費税額を控除した額を計上してください。
  - ア. 国内出張における旅費(日当、宿泊費、交通機関の運賃)
    - (ただし、早出・遅着日当などで、税務当局より給与としての取扱いを受け、源泉税の支払対象となっているものは除きます。)
  - イ. 海外出張における支度料、予防注射料、国内交通費、国内の空港使用料、発券手数料
- ④海外出張における海外での旅費については、消費税の課税対象になりませんので、支出額をそのまま計上します。(航空運賃(燃油サーチャージ含む)、海外での空港使用料、交通費、日当、宿泊費等)

### 3. 外注費

<基本的な考え方>

委託業務の遂行に必要な、加工・分析等の請負外注に係る経費
使用する期間が1年未満の物品の製作を請負外注する場合

(1)外注については、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようにしてください。(検査時に、仕様が明確かどうかを確認します。)委託項目の本質的な部分(研究開発要素がある業務)を外注することはできません。外注する内容については、十分検討してください。

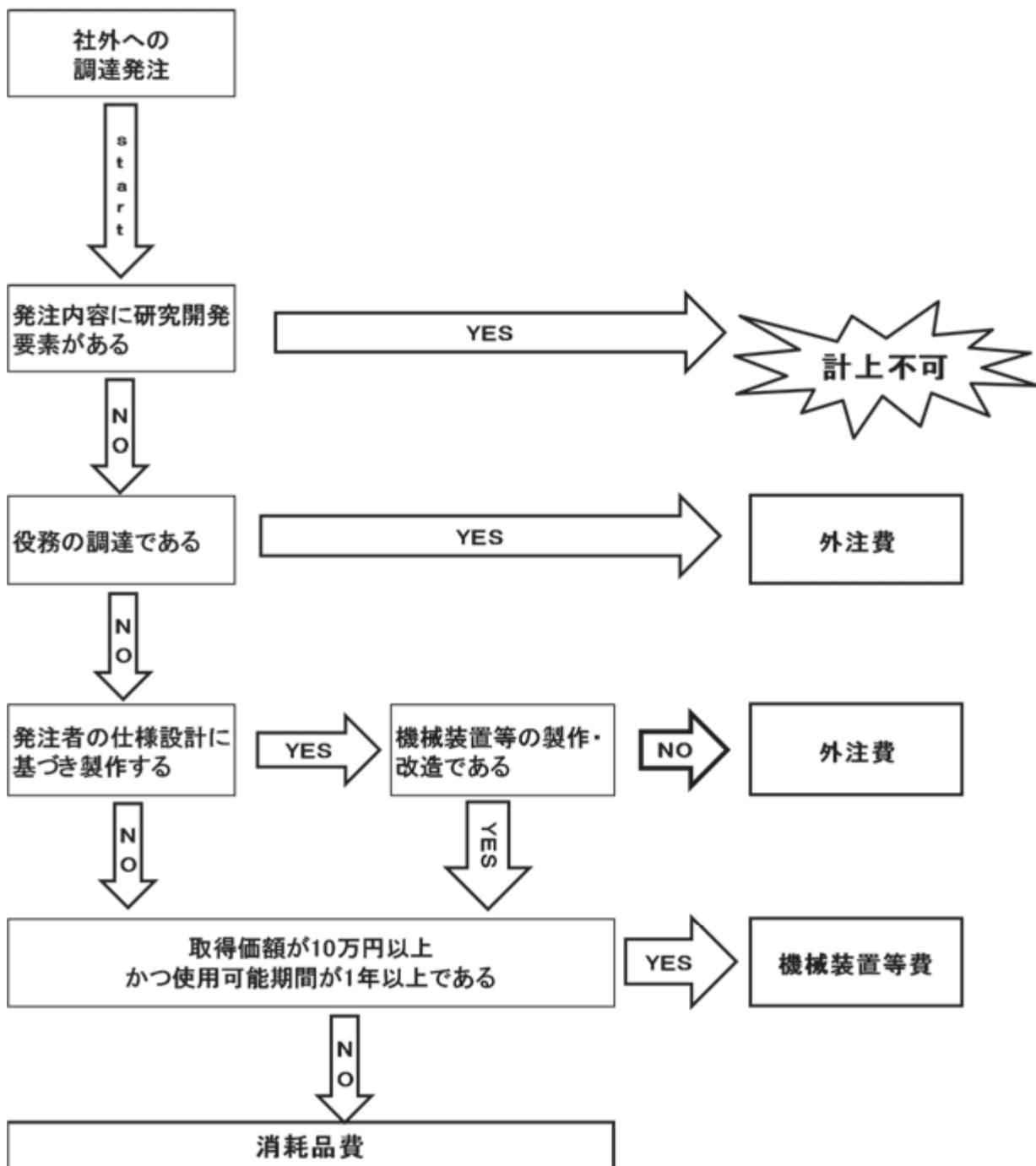
(2)外注費によるソフトウェアの計上は、消耗品費(P. 128)を参照ください。

(3)「取得価額が10万円以上(消費税込)、かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のもの」の外注については、研究開発資産イエス・ノーチャート(P. 83)を参考に適正に計上してください。

(4)月別項目別明細表には、品名等欄には外注相手先も加えて記載してください。

(5)外注費への計上に関して判断に迷う場合は次のチャートを参考にしてください。

## 外注費YES・NOチャート



- ※1 研究開発要素を含む内容での発注は、外注(請負)とは認められないので、直接費計上はできません。経費計上するためには、計画変更手続きを行い、発注先を再委託先として追加する必要があります。
- ※2 調査、耐久試験、設計、その他、物品(製品)の納入を伴わない役務発注は、外注費になります。
- ※3 発注者が指示する仕様、設計に基づき、受注者が加工、組立等を行い、成果物を納品するもの(機械装置等の製作・改造は除きます)が外注費となります。また、発注者が材料も支給するような場合も含まれます。
- ※4 ソフトウェアの外注費計上については、P. 128の表を参照下さい。

## 4. 諸経費

前記の各経費の他、研究に直接必要な経費を計上するものです。以降にその計上例を示しますが、これに限定するものではありません。

### (1) 光熱水料

＜基本的な考え方＞

委託業務の実施に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費

- ①光熱水料の確認の方法は、委託業務実施場所ごとに専用のメーターが装備されている場合は、その使用料によります。
- ②専用メーターが装備されていない場合は、実験棟等の占有面積、人員、使用容量、使用時間等を勘案して、合理的に数量を算出してください。(按分した時の円未満の端数は切捨になります。)この場合、算出根拠を明確にしてください。
- ③事務スペース、共用スペースなど委託業務に直接使用しているとはいえないスペースに対応する光熱水料は、対象なりません。
- ④単価については、電力会社等との契約単価を用いて計上してください。

### (2) 会議費

＜基本的な考え方＞

委託業務遂行に直接必要な、委員会以外の会議の開催に要した経費一式(外部の有識者を招いて知見を得るような会議が該当します。)

- ①開催した会議について必ず議事録を作成してください。その際、出席者名も記載してください。
- ②謝金・旅費については、委託先の規程等により積算した額とします。規程が無い場合は、社内決裁を受けた書類のコピーを添付してください。
- ③食事代を計上できるのは、その会議の内容及びその時間帯において開催する必要性を明確に説明できる場合に限ります。1人当たりの食事代は、1,500円／日(税抜)を上限とします。食事代は関係者に限り計上することができます。
- ④懇親会費、及び委託先等の研究員のみによる会議での会議費計上は認められません。

### (3) 通信費

＜基本的な考え方＞

委託業務の遂行に直接必要な通信・電話料

- ①通信先及び通信した内容が委託業務に直接係るものであることが特定できる証拠書類が必要となります。(例えば、通信内容を記載したメモを残しておいてください。)
- ②郵便切手については、管理簿(郵送先・郵送物等を明記)を作成の上、管理してください。

### (4) 借料(リース料、レンタル料、ソフトウェアライセンス料等)

＜基本的な考え方＞

委託業務の遂行に直接必要な機器・設備類のリース料、レンタル料

委託業務の遂行に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等

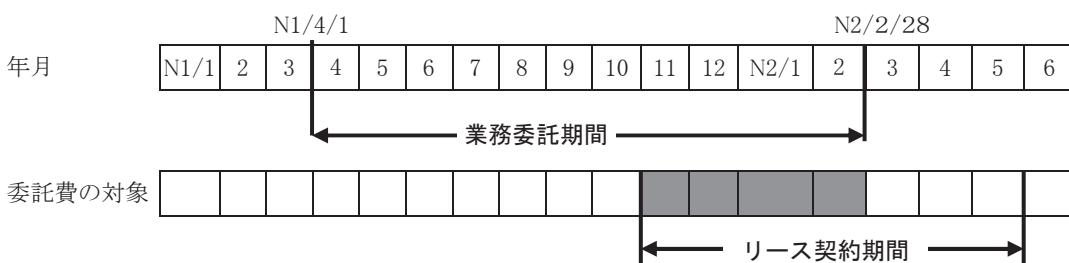
委託先又は第三者所有の設備、備品等であって、委託業務に直接使用した場合の経費

- ①借料について、その費用を委託先が前納した場合は経過した月の額のみ計上することとし、未経過月分は計上できません。
- ②当該委託業務に直接使用する委託先の施設・装置について、委託先の規定等により委託先内での利用で使用料が課せられている場合は、当該経費を直接経費に計上することができます。
- また、委託先の施設について、専用に使用するスペースであり、委託先の規定等により委託先内の利用で使用料が課せられている場合は、当該経費を直接経費に計上することができます。この場合、その経費(減価償却費・法定点検費・保守費等)の根拠及び使用実績を明確にしてください。
- ③外部の設備、備品等を利用する際の経費は、その支払額によります。ただし、経済性を確保する観点から、相見積等を行ってください。
- ④委託業務以外でも使用している場合は、面積、人員、使用容量、使用時間等を勘案して、適正金額を算出して計上してください。(按分した時の円未満の端数は切捨になります。)
- この場合、算出根拠を明確にしてください。
- ⑤委託業務に直接使用しているとはいえないもの(事務、共用スペース等)の借料については、対象になりません。

リース料計上の考え方の例は次の通りです。

業務委託期間 : N1年 4月1日～N2年2月28日  
 リース契約期間 : N1年11月1日～N2年5月31日  
 貸借料 : 10万円／月

<委託費の対象となる期間>



※ 網掛け部分が、委託費として認められる期間  
 (本事例では、N1年11月～N2年2月の4ヶ月間)

<計上金額・方法>

① 毎月払

当該委託期間だけを、毎月計上します。

… N1年11月～N2年2月の間、毎月10万円(合計40万円)

② 契約期間開始時(N1年11月)一括支払

当該委託期間だけを、毎月(経過月ごと)計上します。

… N1年11月～N2年2月の間、毎月10万円(合計40万円)

③ 事業期間終了時(N2年2月)に事業期間中の経費を一括支払

… N2年2月に40万円を計上します(経過月ごとの計上はできません)。

④ 契約期間終了時(N2年5月)一括支払

委託期間外の支払いは計上できません。

経費計上を行うためには委託期間内の支払い事実が必要となります。

## (5)図書資料費

<基本的な考え方>

委託業務の遂行に直接必要な図書・資料購入費

- ①定価は一般的には内税ですので、消費税を割り戻して税抜価格で計上してください。
- ②購入する書籍等の「題名」を明確にしてください。入門書、概要説明書等、委託業務に直接必要と認められない書籍は、計上が認められません。
- ③年間購読の場合は、経過月分の計上は可能ですが、未経過分については経費計上できません。  
(上記(4)借料における考え方と同じです。)

## (6)通訳費・翻訳費

<基本的な考え方>

海外出張等に必要な通訳雇用費(用務地における旅費・交通費も含みます)、および、翻訳費

## (7)運送費

<基本的な考え方>

既に委託先が所有又は調達済の研究機器等について、元の設置場所と研究場所間での運搬に要する経費といったスポット的に発生する送料

新たに物品等を調達する際に、送料が調達価格と別立になっている場合

※ 送料が調達価格と別立となっていない場合には、調達に係る付帯経費として、該当する費目に含めて構いません。

## (8)委員会費

<基本的な考え方>

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換や検討のための「委員会等(ワーキング・グループも含む)」の開催や運営に要した委員謝金、委員旅費、会議費、会議室借上費、その他関連経費一式

VII

- ①経費(謝金及び旅費)の対象とする委員は、実施計画書に記載された者とします。
- ②委託先において、稟議書等により委員の委嘱手続を必ず行ってください。また、代理出席者については、委任状が必要となります。
- ③委員会開催時は、必ず議事録を作成してください。その際、出席者名も記載してください。
- ④委員謝金・委員旅費については、委託先の規程等により積算した額とします。規程がない場合は、決裁を受けた書類のコピーを添付してください。
- ⑤委員謝金は、源泉徴収額を含んだ額を計上してください。また、委員国内旅費は、消費税を控除した額を計上してください。なお、委員に対する謝金、手当等の報酬に係る消費税の取扱いについては、委託先の会計処理によるものとします。
- ⑥国又は地方公務員への謝金は、以下の例外を除いて、認められません。
  - ア. 該当者の所属する組織の規程で、公務であっても謝金の受け取りが認められている場合
  - イ. 上記ア. 以外で、該当者が勤務時間外に出席している場合
- ⑦委員謝金・委員旅費は、委員個人に対する報酬ですので、委員個人が受領しなければなりません。したがって、現金支払の場合は必ず本人に直接支払い、受領印等を取り付けてください。又、金融機関振込の場合は本人名義の口座に振り込んでください。  
なお、委託先の規程等により法人の受領が認められている場合は、法人の受領も認めます。
- ⑧委員会において食事代等を計上できるのは、その会議の内容及びその時間帯において開催する必要性を明確に説明できる場合に限ります。1人当たりの食事代は、1,500円／日(税抜)を上限とし

ます。食事代等は、委員、事務局等、関係者に限り計上することができます。

⑨懇親会費、及び委託先の研究員のみによる会議での委員会費計上は認められません。

⑩研究員が研究員の立場で委員会に出席している場合には謝金の支払対象にはなりません。(ただし、当該委員会が研究員の研究対象でかつ研究員が研究員の立場で出席した場合は研究員労務費としての計上は可能です。)一方、研究員が委員を兼務しており、委員会で委員(有識者)の立場として意見等の交換や検討を行う場合には、謝金の支払対象となります。(この場合は、労務費の計上はできません。)

#### (9) 学会等参加費

＜基本的な考え方＞

委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費

①学会等の参加費に食事代・懇親会費等が含まれており、その額が区分されている場合は、食事代・懇親会費を除いた額で計上してください。以上の経費区分ができない場合は、計上することができます。ただし、委託先の旅費規定等により、食事代・懇親会費等の減額が規定されている場合は、その規定に従って計上することができます。

②学会等参加費の消費税区分(課税・不課税)は、それぞれの学会等の処理方法に従ってください。

③講習会参加も委託業務の事業目的に合致し、その必要性についても業務管理者が認める場合は学会等参加費に準用可能です。一般的な講習会は対象外です。

#### (10) 報告書等作成費

＜基本的な考え方＞

成果報告書等(成果報告書及び要約書・中間年報)の作成に要する経費

研究活動に必要な資料、書類を作成するために要した経費

①成果報告書等(成果報告書及び要約書・中間年報)

ア. 成果報告書等については電子ファイル(PDFファイル)で提出してください。「CD-R」の購入費用又は電子ファイル(PDFファイル)化のための外注費が計上できます。

なお、成果報告書作成に当たっては、当機構のホームページに掲載されている「成果報告書(中間年報)の電子ファイル提出の手引き」を参照してください。

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/help.html>

から「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」

イ. 電子ファイルの作成に必要なソフトウェア、ハードウェア(スキャナ等)の購入費は計上できません。

ウ. 仕様書に、電子ファイルに加えて印刷した報告書の提出の指示があった時は、電子ファイル化の経費と印刷製本の経費の両方を計上することができます。

エ. 業務委託及び共同研究契約に係る成果報告書については、委託期間終了後60日以内に提出する旨が約款で定められていることから、委託期間内に納品・検収を行うことが困難であることが多いので、その場合は、確定検査において次の資料を必ず準備し、委託期間終了日の翌月末日までに支払を完了させてください。

(ア) 成果報告書作成の経費に係る見積書(業者が作成したもの)

(イ) 成果報告書を期限内に納入する確約書(業者が作成したもの)

オ. 調査委託契約における調査報告書については、委託期間終了日までに提出してください。

カ. 再委託先から委託先へ提出する報告書の作成費は、再委託契約書に明記されていれば、再委託費の一部として計上することができます。

②資料等作成

- ア. 委託業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代等が対象となり、資料作成のために購入した機材、ソフトウェア等の費用は対象となりません。
- イ. 委託先の複写機を使用し、委託費に計上する場合は、委託先の社内規程等による単価を使用してください。

(11) キャンセル料

＜基本的な考え方＞

やむを得ない理由により認められた、委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料

(12) 特許出願等に係る費用

＜基本的な考え方＞

NEDO 知財マネジメント基本方針が適用される平成25年度以降の新規プロジェクト又は研究開発項目に限定した、国内外特許出願・PCT出願・国内外意匠出願・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願に要した費用

(注)特許出願等の費用計上は、NEDO知財方針に基づき設置した知財運営委員会(又は同機能)で審議・承認された出願に限ります。

①本費用の経費計上については、経費の内容に応じて該当する費目にそれぞれ計上してください。計上可能な経費は以下のとおりです。

- ア. プロジェクト期間中の国内外特許出願料(国内優先権主張出願含む)、PCT出願に係る出願料(送付手数料、調査手数料、優先権証明手数料含む)、国内外意匠出願料、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願(送付手数料、公表手数料、追加手数料、指定手数料を含む)
- イ. 明細書の作成等、申請に必要な書類作成を特許事務所に外注した場合の特許事務所手数料
- ウ. 知財運営委員会等での審議に伴う費用(登録研究員の労務費並びに旅費、会議室の借り上げ費用等)

②NEDO 知財方針の適用についてはプロジェクトの公募要領又は実施方針をご参照ください。

③以下の経費は対象外になります。

- ア. 出願前の特許関連調査費(研究開発の方針を決めるために、NEDOの指示により行う技術動向調査は除く)
- イ. 登録研究員や自社雇用の弁理士が出願のために要した労務費
- ウ. 登録研究員が出願打ち合わせ等のために要した労務費・旅費
- エ. 出願後の費用(分割出願、手続補正、審査請求、拒絶理由対応、審判請求、登録料、維持費等)
- オ. PCT出願後の費用(19条・34条等補正、国際予備審査、各指定国への国内移行費用等)

(13) 「国民との科学・技術対話」に係る費用(アウトリーチ活動費)

＜基本的な考え方＞

総合科学技術会議にて取りまとめられた「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)に基づいて行う委託業務に係る講演、成果展示、情報発信等の経費

なお、アウトリーチ活動費は、経費の内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

①パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

②委託業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

③NEDOが行う広報活動との連携の可能性もあるため、実施計画書への記載事項に加えて出展、プレスリリース等を行うことが決まった時点で必ずNEDOに報告してください。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(14) NEDO が出展を依頼する展示会等に係る費用

<基本的な考え方>

NEDOが出展を依頼する展示会等に係る会場借上、パネル作成等の経費

経費の内容に応じて該当する費目(労務費、旅費、消耗品費、借料)にそれぞれ計上してください。

①パネル作成料、展示会出展料、会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

②委託業務以外の内容が含まれる場合は、展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。  
(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

③NEDOが行う広報活動との連携のため、実施計画書への記載事項に加えて出展、プレスリリース等  
を行うことが決まった時点で必ずNEDOに報告してください。

④研究成果について発表又は公開の際、委託業務の結果得られたものであることを明示してください。

<記載例>

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託業務の結果得られたものです。」

## 普通運賃利用理由書

国際航空旅客運賃において、普通運賃を利用した場合はこの理由書を作成し、機構の検査時に提示して下さい。

## 1 搭乗者名、利用した年月日、航空会社名、搭乗便名

## 2 利用した理由（該当するものに○を付けて下さい。）

- ア 正規割引運賃の設定がなかった。
- イ 予約を行おうとする日において、正規割引運賃の座席に空席がなかった。
- ウ 業務上の理由により、往路と復路で当該正規割引運賃において指定されている参加航空会社に含まれない航空会社を利用する必要があった。
- エ 正規割引運賃を利用する航空便の遅延・欠航により、同航空機への搭乗が不可能だった。
- オ 上記以外のやむを得ない理由により正規割引運賃が利用できなかった。

## 3 オに○を付した場合は内容を記入して下さい。

## 4 予約が遅れたことによる場合は理由を記入して下さい。

